

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の運用について（概要）

（平成29年6月2日 鹿生企第303号）

本通達は、公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の制定の趣旨，運用上の留意事項等について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 条例の概要
- 運用上の基本方針

等である。